

実務対応報告公開草案第5号  
「デット・エクイティ・スワップの実行時における債権者側の会計処理に関する実務上の取扱い(案)」に対するコメント

平成14年9月27日

朝日監査法人  
山本 嶋子

当該報告案があくまで“実務対応”報告であり、会計原則の実務的適用を趣旨としていることを前提として考えたとの立場で以下の検討をしている。

1. 当該実務対応報告公開草案第5号(“報告案”)の基本的な問題点
  - (1) 当該報告案が金融商品会計基準の枠内で作成されたために結果としてデット・エクイティ・スワップ(“DES”)によって取得される株式の取得価額に将来期待収益が加味されてしまう余地が残されたこと
  - (2) DESによって取得される株式の取得価額が「合理的に算定された価額」によることが規程されているが、その方法が明示されておらず、またその明示も困難であることからその結果、発行価額での計上を容認できる余地を残したこと
  - (3) 結果としてそのまま債権であれば個別性の強い貸倒引当金(一般には要管理先に対する引当金)計上の対象となったにもかかわらず、DESによって株式となった結果、何ら引当の対象とならず見方によっては一種の“飛ばし類似行為”を想起させる恐れが生じていること
2. 上記問題点に対する実務的解決策
  - (1) いずれにせよ金融商品会計基準の枠内で解決するべきであり、この方針に変更の余地はないと考えるべきである。
  - (2) 報告案では「合理的に算定された価額」の算定方法について金融商品実務指針第54項にリファーしている。当該第54項では一定のモデル等による時価の算定を例示しているが、DESにおける株式取得のようにクレジット・リスクを加味した株式の時価の算定は実務上まだ十分に成熟しているとは言いがたい。そのような中で、いたずらに時価の算定を強要したり、算定が困難であることのみをもって時価をゼロとしたりすることは実務上無理がある。また当該市場価格のない株式はその評価において取得原価をもって貸借対照表価額とすることとなっていることから、取得後は例外的に原価主義の範疇で処理されていく。そのことから、取得時の保守的な会計処理が要求されると考えるべきである。以上から「合理的に算定された価額」の範疇に消滅した債権の貸倒引当金控除後の帳簿価額を付す場合を含めることを、当面の間、容認することが実務対応としては要請されるべきである。
  - (3) 当該報告案のままではDES実施後の残債権に対しその時点での自己査定に基づく債務者区分に基づき一定の貸倒引当金が計上されるにもかかわらず、それよりも劣後する事となる株式に対しては、何らクレジット・リスクに応じた評価性引当等の計上がなさ

れない可能性があり、この結果いわゆる“飛ばし類似行為”的な評価がなされる危険がある。(2)で述べたとおり、「合理的に算定された価額」の範疇に消滅した債権の貸倒引当金控除後の帳簿価額を引き継いだ価額を付す場合を含め、かつ取得した株式の取得価額がDES実施直前の債権の評価額を上回らないことを原則とすれば足りるものと考えられる。

3. 上記対応策をベースとした報告案に対する修正案

- (1) 報告案2(2)の第2段落末尾に以下を追記する。

なおここに言う貸倒引当金は一般に個別性の強いものを想定しており、破綻懸念先等に対する個別引当金に限られるものではない。

- (2) 報告案2(3)の第2段落を以下のように修正する。

「合理的に算定された価額」として算定された時価とは金融商品実務指針第54項に掲げられるような方法によることが求められる。しかしながらデット・エクイティ・スワップにおける株式取得のようにクレジット・リスクを加味した株式の時価の算定は実務上まだ十分に成熟しているとは言いがたい。このような状況において、債権放棄や増資額などの金融支援の十分性(例えば実質的な債務超過を回避したと考えられるかどうか)、債務者の再建計画の実行可能性(例えば、近い将来に完了することが予想されるかどうか)などを適切に考慮した上で、消滅した債権の貸倒引当金控除後の帳簿価額を取得価額として付した場合、当面の間、それを「合理的に算定された価額」とすることを認める。

- (3) 報告案2(3)の第3段落の1行目を以下のように加筆する。

なお、上記を除き、債権の消滅時に、債権者が取得。

- (4) 報告案2(3)の第4段落の1,2及び3行目を以下のように修正する。

なお、前述のように金融商品実務指針第54号に規程されるような時価の算定実務が成熟していない現状を鑑みた場合、債務者が財務的に困難な場合に債務者の再建の一手法として行われているデット・エクイティ・スワップについて、その実行時点では、保守的な観点で原則利益が発生しないことが求められる。

- (5) 報告案2(3)の第4段落3及び4行目を以下のように修正する。

このため、債権者が取得する債務者の発行した株式の時価は、実施直前の債権の評価額を上回らないことが原則となる。

以上